国会事項

衆議院

答弁書受領

二月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中島克仁提出消防法第十七条に関する質問に対する答弁書

参議院

答弁書受領

二月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員荒井広幸提出働く者の権利を守る労働組合となるための見直しに関する質問に対する答弁書（第二四号）

参議院議員大野元裕提出領空侵犯とその対処に関する質問に対する答弁書（第二五号）

参議院議員又市征治提出一般用医薬品のネット販売に関する質問に対する答弁書（第二六号）

参議院議員荒井広幸提出「国民監査請求制度」の創設に関する質問に対する答弁書（第二七号）

参議院議員中西健治提出東京電力福島第一原子力発電所事故警戒区域への一時立入許可基準等に関する質問に対する答弁書（第二八号）

参議院議員有田芳生提出日本国内に在住する拉致実行犯に関する質問に対する答弁書（第二九号）

人事異動

内閣

（警察庁警備局付）警視正　庄司　敏夫

（同）同　高桑　毅

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する（各通）

（同）同　石塚　克信

（同）同　鈴木　耕一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（各通）（以上二月十八日）

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　川合　現

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室参事官を命ずる

（外務省大臣官房）外務事務官　永井　克郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上二月二十日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は、二月二十一日アメリカ合衆国へ出張のため出発した。

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（二月二十一日）

内閣総理大臣補佐官　和泉　洋人

国土強靭化及び復興等の社会資本整備、地域活性化並びに健康・医療に関する成長戦略を担当させる

松本洋一郎

願に依り内閣官房医療イノベーション推進室長を免ずる

岡野　光夫

田中　耕一

願に依り内閣官房医療イノベーション推進室長代行を免ずる（各通）

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　中垣　英明

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房健康・医療戦略室次長を命ずる

（経済産業省大臣官房審議官（製造産業局担当））経済産業事務官　宮本　聡

（文部科学省大臣官房審議官（研究振興局担当））文部科学事務官　森本　浩一

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房健康・医療戦略室次長を命ずる（各通）

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　黒田　篤郎

内閣官房医療イノベーション推進室次長を免ずる

朝比奈　宏

大西　昭郎

小川　修

門脇　孝

澤　芳樹

妙中　義之

土屋　裕

戸田　雄三

藤原　康弘

願に依り内閣官房医療イノベーション推進室次長を免ずる（各通）

（内閣府国際平和協力本部事務局参事官）内閣府事務官　荒木潤一郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課主任中央じん肺診査医）厚生労働技官　猿田　克年

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房健康・医療戦略室参事官を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　阿久澤　孝

内閣官房健康・医療戦略室参事官を兼ねて命ずる

（内閣府国際平和協力本部事務局参事官）内閣府事務官　荒木潤一郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（厚生労働省保険局保険課長）大島　一博

（厚生労働事務官（厚生労働省医政局経済課長）同　鎌田　光明

（厚生労働省医政局研究開発振興課長）厚生労働技官　佐原　康之

（厚生労働省医政局経済課医療機器政策室長）同　関野　秀人

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房医療イノベーション推進室参事官を免ずる（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　藤本　康二

内閣官房健康・医療戦略室参事官を命ずる

内閣官房医療イノベーション推進室参事官を免ずる

（同）同　吉川　徹志

内閣官房医療イノベーション推進室参事官を免ずる（以上二月二十二日）

法務省

法制審議会委員に任命する。

井上　正仁

法制審議会委員を免ずる（以上二月二十二日）

川端　博

最高裁判所

判事補兼簡易裁判所判事

井上　有紀

東京地方裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する（二月十七日）

さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事

遠山　廣直

熊本家庭裁判所判事に補する

熊本家庭裁判所長を命ずる

東京地方裁判所判事

堀内　明

さいたま地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する

簡易裁判所判事

堀内　明

さいたま簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事

笠井　之彦

司法研修所事務局長を免ずる

同

吉崎　佳弥

司法研修所教官に充てることを解く

司法研修所事務局長を命ずる（以上二月十八日）

○定年退官

判事松本久は二月十七日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する

坪田　英明

江田　昭司

奥野　明道

中島　繁之

丸茂　正巳

従五位に叙する（各通）

須黒　憲一

永渕　芳郎

貴志　八郎

正六位に叙する（各通）

芦田　規夫

斎藤　忠

伊藤　誠治

従七位

谷　長春

齋藤　英明

鈴木　久彌

和田　喜造

従六位に叙する（各通）

石川　亀市

石本　誠一

友田　浩一

渡邊　誠

（大阪府警部補）

正七位に叙する（各通）（以上一月二十一日）

（東京大学名誉教授）

西　惠三

従四位に叙する

永岡　弘

山田　孝俊

渡邉　勝美

正八位

篠田　宣秋

従五位に叙する（各通）

上東　三郎

伊東　才治

高岡　伍雄

荻野　貴實

高橋　健一

大島喜八郎

西元　正治

藤崎　望月

冨岡　正英

松野　義臣

澄麿

星野　信治

正六位に叙する（各通）